

総行住第 120 号
令和元年 11 月 19 日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答について

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（令和元年 11 月 19 日付け総行住第 119 号）に係る質疑応答について、下記のとおり作成しましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(問) 成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合には、当該申請を受け付けることができるか。

(答) 意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない。

担当：総務省自治行政局住民制度課
坂場係長、川上官、濱田官
03-5253-5517（直通）
03-5253-5592（FAX）
juki@soumu.go.jp（メール）